

（配布先）

支店長・副支店長  
施工担当部署長、建設所長  
副部長、副所長、統括工事長  
安全長・安全主任  
工事長・工事主任  
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店  
安全環境部長

## 鉄骨建て方作業中の墜落災害防止について（再指示）

過日、他支店の新築工事作業所において、鉄骨建て方作業中、大梁上を移動していた  
鳶工が3.5m墜落するという災害が発生しました。幸い不慮災害で済みましたが、重  
篤な災害になっても不思議ではない事案です。（別紙参照）

被災者は、大梁から柱越しに直交する大梁にわたる際に、安全帯の2丁のフックの掛  
け外しを同時に行おうとしましたが、コラムステージにヘルメットが接触したため（推  
測）フックを掛け損ねたとのことです。

また、現地調査の結果、当該作業にかかる「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」  
が、当日、体調不良のため不在であったことも判明しました。当該作業主任者の職務に  
ついては、労働安全衛生規則で次のとおり定められていますが、適切に遂行されていま  
せんでした。

（建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務）

第五百十七条の五 事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、

次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、  
不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

つきましては、鉄骨建て方作業中の墜落災害防止を図るため、下記事項を作業所関係  
者に周知徹底するよう改めて指示します。

### 記

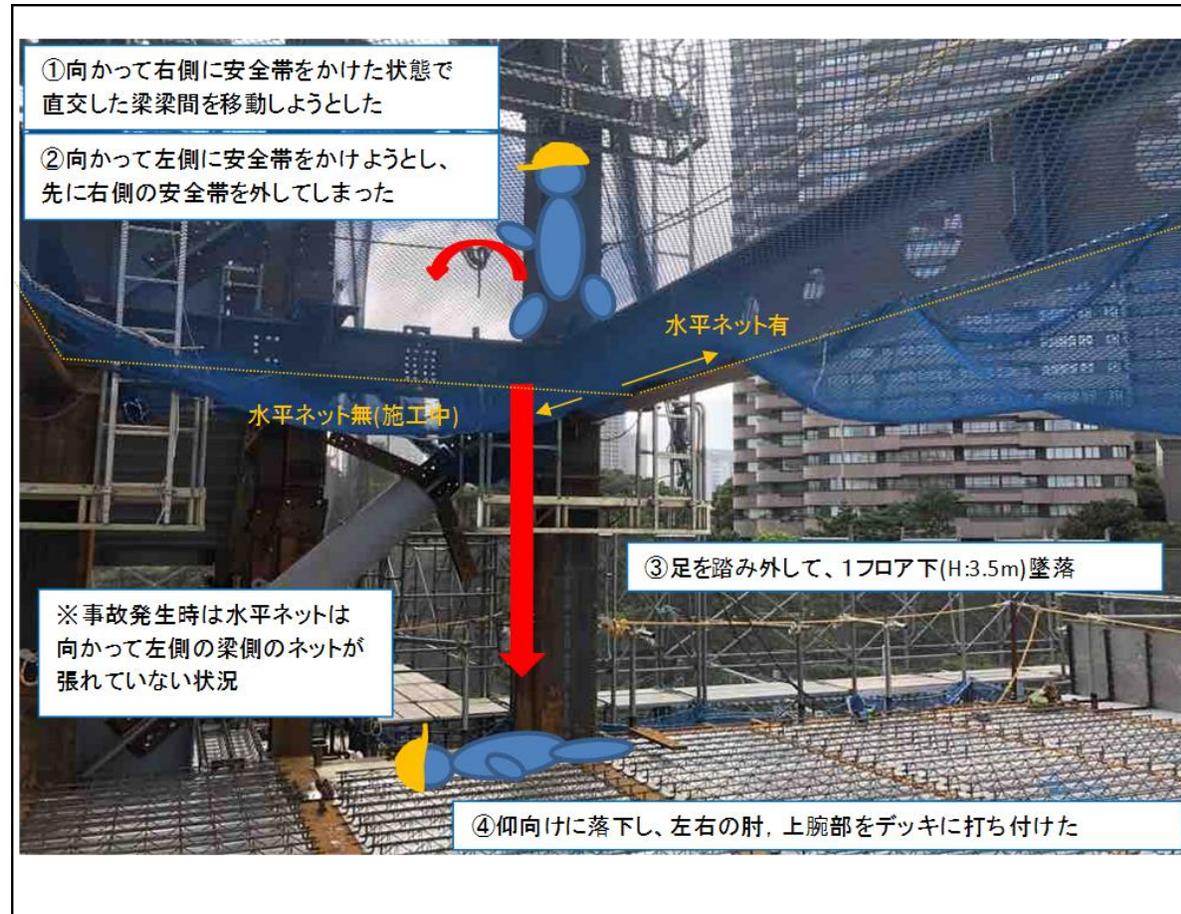
1. 2丁掛け安全帯の適切な使用が完璧にできるまで、安全帯試行設備を  
活用した教育を実施すること（次のような使用が望ましい）
  - ・常時2丁のフックを使用する
  - ・一方のフックを掛け、指差し呼称ののち他方のフックを外す
  - ・2丁のフックの取り扱いを片手で行う
2. 「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」の選任を遺漏なく実施し、  
その職務を適切に遂行させるよう取引業者を指導すること

以 上

( 墜 落 ) 鳶工が鉄骨梁上を移動中に3.5m墜落

◇ 発生日時 : 2021年8月18日 (水) 午後1:46分頃

◇ 被災者 : 鳶工 35歳 (所属 2次) 経験 16年11ヶ月



【発生状況】

5F鉄骨大梁上で、大梁下に水平ネット張作業のために直交する大梁から大梁に移動しようとしたときに、移動しようとした梁の親綱に安全帯をかける前に、かけている安全帯を外した状態で足を踏み外して5F梁上から4Fデッキ上に墜落した。

(右上上腕打撲擦過傷, 左肘打撲, 腰臀部打撲擦過傷, 右手部打撲, 右踵打撲)(不休)